

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 期 日	平 成 2 8 年 1 2 月 1 2 日 ( 月 )		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	1 2 月 1 2 日 午 後 4 時 0 0 分		
閉 会	1 2 月 1 2 日 午 後 5 時 1 5 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員  出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	吉 田 辰 行	出 席	
	鈴 木 晃	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
説 明 員	鈴木教育部長、渡部教育政策室長、栗津副参事、熊谷副参事、		
	星野学務課長、教育政策室 山根担当課長、細井学校給食課長、		
	津田生涯学習課長、教育総務課 諏訪村主幹、教育政策室 川和田主幹		
書 記	教育総務課総務担当 山本主任		
傍 聴 人	3人		

## 会議の経過及び結果

教育長

今年も残り20日を切りました。皆様にとってどんな1年だったでしょうか。今日は「漢字の日」です。今年の漢字には「金」が選ばれました。

それに先立ち「2016ユーキャン新語・流行語大賞」の年間大賞とトップ10が1日に発表され、年間大賞は「神ってる」に決まりました。25年ぶりの優勝を飾ったカープの緒方監督が2試合連続でサヨナラ本塁打を放った鈴木外野手を表したもので、去年の「トリプルスリー」に続き、プロ野球界から2年連続の大賞受賞となりました。中には、「保育園落ちた日本死ね」というのも選ばれており、来年は尖った言葉ではなく、ふんわりと包み込む丸い言葉の流行語を見たいと思いました。

歴代のベスト10に入っている言葉の中で、教育と関連のあるものを探してみましたが、92年宇宙授業、94年ヤンママ、就職氷河期、95年インターネット、96年援助交際、ルーズソックス、99年学級崩壊、00年IT革命、一七歳、01年米百俵、06年品格などが挙げられ、当時の世相が思い浮かびます。

では、今年の教育界の流行語大賞を決めるとしたら何になるかと考えてみました。アクティブ・ラーニング、カリキュラムマネジメント、高大接続改革、教員定数、チーム学校、AI、エビデンスベースなどが有力候補になるかもしれません。いよいよ、来年早々には学習指導要領の答申もあり、教育界の流行語ならぬ改訂のキーワードが一層話題にのぼるものと思います。大切なのはその改訂のキーワードを各学校でいかに可視化できるかが問われてくると思っています。

この1年、マスコミに載るような大きな事件や事故もなく1年を締めくくれそうです。皆様の御尽力に厚く御礼申し上げますとともに、来る平成29年が輝かしい年となることをお祈り申し上げ挨拶といたします。

教 育 長	<p>それでは、ただ今から、平成28年第13回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。</p>
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。「議案第39号 戸田市教育基金条例（案）について」「議案第40号 特別支援教育推進計画について」は、議会提出案件及び公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「議案第39号及び議案第40号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	<p>はじめに、「教育委員提案について」御報告いたします。先月の教育委員会にて委員より御提案のあった件について報告がございます。</p> <p>① 小学校英語モジュール授業の進捗状況について（吉田委員提案）</p> <p>② いじめへの情報共有・対応について（鈴木委員提案）</p> <p>なお、鈴木委員から御質問いただきました、体力向上につきましては、体力テストの結果が出次第、次回以降に御報告いたします。</p> <p>それでは、まず、吉田委員から御提案のありました「教育委員提案①小学校英語モジュール授業の進捗状況について」事務局より説明願います。</p>

事務局

①小学校英語モジュール授業の進捗状況について報告します。

市内小学校における新しい英語教育の進め方である、モジュール形式の短時間学習について説明いたします。資料とあわせてテレビ画面も御覧ください。

現在、国では次期学習指導要領の改訂作業が進められておりますが、小学校の英語においては、平成32年度から教科化され、高学年が年間70時間、中学年が年間35時間の英語の学習が新たに始まります。

本市ではすでに小学校の中学年・低学年でも英語教育を行っておりますが、国より1年早い平成31年度から新しい英語教育を始める予定です。

本市では、週1回・月に4回の45分間の英語の授業を、ALTとのチーム・ティーチングで行っております。1か月間の授業を一つの単元として捉え、新しい語彙や表現と出会うようにする「ふれる」、授業が進むにつれて、新しい語彙や表現を繰り返し使うようにする「慣れる」、そして、自分の英語で考えや気持ちを伝え合うようにする「親しむ」という、リアル・コミュニケーションの実現に向けた授業の流れを、全市で共有し、実施しております。

国や市で、新しい英語教育を進める上で課題となっているのが「授業時数の増加」です。そのため、本市では、「戸田市立小学校モジュール・プログラム」を開発いたしました。モジュールとは、「構成要素・単位」という意味です。15分間の学習を、担任が中心となって全学年で行うことで、授業時数の増加に対応できるよう計画しました。

現在、各小学校では、短時間学習を実態に合わせて取り入れており、平成31年度には完全実施できるように準備を進めております。また、本市では、モジュールの短時間学習を、新しい語彙や表現に「なじむ」時間と捉えて進めております。小学校5年生の「好きな教科は？」という単元を例として、短時間学習を説明いたします。15分間を週3回実

	<p>施し、シンプルなコミュニケーション活動を通して、新しい語彙や表現になじんでいくようにします。45分間授業では、モジュールの授業を踏まえ、ALTも交えて、複雑で論理的なコミュニケーション活動に取り組んでいくようにします。同時に、45分間授業で学んだことを、さらにモジュールの授業でも扱うことで、コミュニケーション活動のサイクルを充実させていきます。</p> <p>このように、モジュールの授業で「なじむ」、45分間の授業で「ふれる」「慣れる」「親しむ」という一体的に学習することを通して、児童が深まりのあるコミュニケーションの機会をつくっていきます。</p> <p>ここで、事例を御覧ください。11月11日に行われました文部科学省委託「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」における研究協力校である戸田第二小学校でのモジュールの授業の動画です。</p> <p>最後に、今後の「モジュール・プログラム」の改善に向け、現場の先生方がいかに自信をもって授業に臨めるかが重要であるため、すべての先生が自信をもって取り組めるよう準備を進め、児童により充実した授業が提供できるよう、支援してまいります。</p> <p>なお、今後平成32年度までの戸田市英語教育推進プランのイメージマップは資料1ページのとおりです。このように、本市の英語教育を推進してまいります。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	このモジュール・プログラムは今年度から小学校全校で実施しているのですか。
事務局	平成31年度から完全実施できるよう、現在は各校に1人いる英語推進委員を中心にトライアルで実施しております。
教育長	CAN-DO リストについて説明してください。
事務局	小中9年間の一貫したプログラムの中で児童生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標のことです。

委 員	CAN-DO リストは欧米で導入され始めている TEEP (Test of English for Educational Purposes、教育的な目的のための英語テスト) とは違うのでしょうか。
教 育 長	大元の狙いは委員御質問のとおりです。なお、他市では中学生のみを対象としておりますが、戸田市では9年間のカリキュラムで実施しています。
委 員	オールイングリッシュの授業はすべての中学校で実施しているのでしょうか。
事 務 局	実態としては、まだ学校によって差があります。しかし、ALTとのティーム・ティーチングにおいては、オールイングリッシュの授業を目標としています。
委 員	モジュール授業は担任の先生が実施するため、その先生によって差が出てしまうと思います。モジュール授業を円滑に実施するための支援はありますか。
事 務 局	英語推進委員会の取組や青山学院大学における研修の実施等、教員を支援してまいります。
教 育 長	教員のスキルをあげるだけでは限界があります。優れた授業をクラウド上で共有化するなど、他の方法も検討してください。
教 育 長	他に御質問等がないようですので、続きまして、鈴木委員から御提案のありました「教育委員提案② いじめへの情報共有・対応について」事務局より説明願います。
事 務 局	②いじめへの情報共有・対応について報告します。  資料2ページを御覧ください。これは、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」が、11月2日にとりまとめたものを受け、市内の各学校で対応していただく要点を整理したものです。とりまとめには、現在、全国で課題となっており、本市にも当てはまるものが数多く明記されてお

りました。

例えば、「1 いじめの認知について」は、埼玉県ではいじめ認知件数が全国で7番目の少なさであり、9割の児童がいじめたりいじめられたりした経験があるとの結果もあることから、いじめの定義の解釈の明確化を図ることが必要と示されています。認知のイメージ図のとおり、社会通念上のいじめは、人によって尺度が違うために、そのギャップを埋めるため、法律上のいじめはさらに認知の幅が広がっております。

「2 いじめ防止基本方針について」は、周知されていないという全国的な課題を踏まえ、本市18校の校長に聞き取り調査を行いました。資料3ページの表の中で、色がついている部分が本市でも課題となった箇所です。

全ての学校において、4月当初に学校いじめ防止基本方針を周知・確認してはいるものの、その後の確認はしていないとのことでした。全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる必要があり、本日の校長会議でも対策について話をいたしました。

また、ホームページ上で公開しているものの、保護者がどれだけ理解しているかは不明であるとのことでした。年度初めに保護者へ説明をしたり、一定期間で見直しを行ったりして、各学校の実態に合った基本方針をつくりだしていく必要があります。

そして、委員御指摘の「情報共有」につきましては、「3 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有」に課題を記載しております。情報を共有する義務そのものが法律上に明記されているわけではありませんが、いじめ防止対策推進法第23条が根拠となり、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務が教員にあることから、その義務を怠ると、地方公務員法第29条の一般的な義務違反になるということを周知することです。一部報道では、教員にいじめの情報共有義務を新たに課し、怠った場合は懲戒処分にするという新たな制度をつくるようなニュアンスにとれるようなものもありましたが、現行制度に基づく留意事

	<p>項として再周知するというものです。</p> <p>また、3ページ下段の戸田市いじめ防止基本方針や、4ページ中段の学校いじめ防止基本方針にも情報共有についての記載がありますが、校長からの聞き取りの中でも課題となっている状況があるため、今後見直していく必要があると認識しています。</p> <p>5ページの「6 重大事態への対応について」ですが、いじめ防止対策推進法28条の重大事態の定義と、重大事態の事例3つを掲載し、学校に改めて重大事態の捉え方を見直していただくものです。文部科学省の担当課の話では、定義を逆に読み取れば、「疑いがない」場合でないならば、「疑いがある」という定義に該当するため、いじめの定義と同様に狭く解釈して対応しないのではなく、広く捉えて適切な対応を取ってほしいとのことでした。その点も校長会議で伝えたところです。</p> <p>また、5ページ下段の「7 法の理解増進等」についても、今後、検討を進めてまいります。</p> <p>7ページには、いじめ事案発生時の対応について、学校現場から教育委員会までの情報共有の流れを示したものです。改めて流れを確認し、情報共有が徹底できるよう、定期的に確認ができるような仕掛けも検討してまいります。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	重大事態とはどのようなことを言うのでしょうか。
教育長	<p>いじめ防止対策推進法で、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義がされておりますが、定義に捉われず、広く捉えて適切な対応を取る必要があると考えています。</p>
委員	いじめの定義を教えてください。



<p>教育長</p>	<p>平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成18年度から続いたいじめの定義が変更されました。</p> <p>具体的には、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とし、「起こった場所は学校の内外を問わない」とされています。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」とあります。</p> <p>なお、今回の文科省のいじめ防止対策協議会に出された学校や教育委員会のヒアリングの資料を読むと、現場の生の声や本音が聞こえてきます。例えば、被害者が心身の苦痛を感じているものを法の定義に従っていじめとすると、ほぼ全ての子が加害者、被害者になってしまう、とか、保護者が過度な要求を行い、学校が対応できない、などです。</p> <p>見えてくるのは定義の広さに対応が追いつかない実態や保護者対応の難しさです。子供たちの関係性は時々場面や状況が絡み、一筋縄ではいきません。現場はいじめ対応に消極的と非難して済む話ではないように思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして、9件の報告がございます。</p> <p>① 平成28年第5回戸田市議会定例会（12月）教育関連一般質問 件名・概要について</p> <p>② 戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について</p> <p>③ 平成28年度第63回埼玉県学校歯科保健コンクール審査結果について</p> <p>④ 平成28年度第46回戸田市児童生徒作品展覧会について</p> <p>⑤ 平成28年度戸田市算数・数学フェスティバル結果について</p> <p>⑥ 戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会について</p>

	<p>⑦ 平成28年度学校給食調理コンクールの受賞について</p> <p>⑧ 第17回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」の開催について</p> <p>⑨ その他</p> <p>詳細につきましては、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事務局	<p>①平成28年第5回戸田市議会定例会(12月)教育関連一般質問 件名・概要について報告します。</p> <p>現在行われております平成28年第5回戸田市議会定例会における教育関連一般質問の概要について報告します。12月1日、2日、5日、6日の4日間にわたり行われた一般質問では、8名の議員から質問が出されました。詳細につきましては資料の1ページから10ページにまとめてありますので、私からは質問内容についてのみ報告いたします。</p> <p>資料1ページ、本田議員からは、新曽小学校への単独校調理場の早期建設について、2ページ、金野議員からは、戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえと小中一貫校化について、4ページ、花井議員からは、就学援助の充実について、5ページ、望月議員からは、戸田東小学校・戸田東中学校の建てかえについて、6ページ、竹内議員からは、通学路の安全対策について、7ページ、手塚議員からは、「セカンドブック」事業の導入について、8ページ、酒井議員からは、戸田東小学校・戸田東中学校の一貫化について、10ページ、真木議員からは、除草ヤギの活用についてと市役所や学校現場における外国人対応の現状について質問が出されました。回答につきましては資料のとおりです。</p>
事務局	<p>②戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について報告します。</p> <p>前回の教育委員会定例会にて報告しましたとおり、中学校学校選択制に係る入学希望校の申し込み数が確定いたしました。その結果、定員数を超えた戸田中学校につきましては、11月19日(土)に公開抽選会を</p>

	<p>戸田市役所にて実施いたしました。</p> <p>戸田中学校入学希望者は62名おりましたが、当日の欠席者もあり、最終的に55名で抽選を行いました。抽選結果により、35名の方にはその場で戸田中学校への入学手続をしていただきました。なお、抽選に漏れた方のうち19名が補欠希望の申請をしており、1名が辞退の申し出をしております。</p> <p>この結果をもとに、1月中旬に入学通知を各家庭に発送いたします。補欠者の繰り上げは、最終的に2月20日まで行います。</p>
事務局	<p>③平成28年度第63回埼玉県学校歯科保健コンクール審査結果について報告します。</p> <p>埼玉県学校歯科保健コンクールでは、学校歯科保健を推進するために、歯科保健活動における優秀な学校を毎年表彰するものです。今年度は、美谷本小学校、芦原小学校、喜沢中学校が入選校、戸田中学校が年間努力校、戸田南小学校がPTA活動優秀校として選ばれました。</p>
事務局	<p>④平成28年度第46回戸田市児童生徒作品展覧会について報告します。</p> <p>今年度の児童生徒作品展は去る11月12日（土）に1日開催として、戸田東小学校で実施されました。</p> <p>参加者数につきましては、児童生徒合わせて1,252名、保護者1,649名、教職員等と合わせて合計2,967名となりました。</p>
事務局	<p>⑤平成28年度戸田市算数・数学フェスティバル結果について報告します。</p> <p>今年度の戸田市算数・数学フェスティバルを去る11月26日（土）に戸田南小学校において実施しました。</p> <p>午前中に数学コンテスト、午後に算数・数学おもしろ教室を実施しました。参加者数は530名で、昨年度と比べ112名増加いたしました。</p>

	<p>なお、当日出題しました問題は、別添資料となっておりますので後ほど御確認ください。今後、市のホームページにも掲載いたします。</p>
事務局	<p>⑥戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会について報告します。</p> <p>今年度からスタートする「プレゼンテーション大会」につきましては、1月14日(土)13時から新曽福祉センターホールで開催します。</p> <p>キックオフとなる今年度は、戸田市市制施行50周年を記念し、児童生徒が戸田市のよさを認識したり、未来の戸田市のためにできることについて考えたりした内容をプレゼンします。</p> <p>本大会を通して児童生徒の思考力、判断力、表現力を高め、これからのグローバル社会を生き抜くために必要な自己表現力を育成したいと考えています。教育委員の皆様には大会の参観、そして審査をしていただきたいと考えております。ぜひ皆様にお越しいただき、とだっ子のプレゼンを御覧いただけましたら幸いです。</p>
事務局	<p>⑦平成28年度学校給食調理コンクールの受賞について報告します。</p> <p>資料19ページを御覧ください。また、20ページは賞状、21ページは受賞チーム一覧を掲載しておりますので併せて御覧ください。</p> <p>このたび、平成28年度学校給食調理コンクールにおいて、戸田市立学校給食センターチームが課題献立部門、また、戸田市立美谷本小学校が自由献立部門でそれぞれ協賛団体賞を受賞し、表彰式が11月29日にさいたま市民会館うらわにて行われました。当コンクールは、埼玉県教育委員会、公益財団法人埼玉県学校給食会等の主催で開催されたものです。</p> <p>応募者数25チームの中、第1次の書類審査を経まして、7月26日(火)に第2次の実技審査にのぞみ、「独創性」や「色彩」、「調理技術」などの9項目で競われました。</p>

学校給食センターが受賞した課題献立部門は、埼玉県内の地場産農畜産物を取り入れ、かつ、ごはんを中心とした主食、主菜、副菜の献立とするものです。今回受賞した献立は、11月の彩の国ふるさと学校給食月間に合わせ秋を感じる献立となっております。和風六艇ビビンバは、競艇場のボートにちなみ6色の食材を使用しております。埼玉県産の大豆を使用した味噌を味の決め手として、色取りのよい和風に仕上げしております。また、彩の国すまし汁は、豆腐、えのき、ねぎ、ニンジンと多くの埼玉県産の食材を取り入れ、ニンジンは秋を意識し、もみじ型に型抜きをしております。さらに、とだっ子野菜の香り漬けでは、戸田市でとれた白菜、大根を使用し、埼玉県毛呂山町でとれた柚子を入れております。評価としては、味覚だけでなく、風味、視覚でも楽しめる献立であり、埼玉県産の食材をふんだんに採用し、季節感を感じることでできる給食として高い評価を得たものでございます。

また、美谷本小学校チームが受賞した自由献立部門は、課題献立以外の献立となります。受賞献立のけやキングパンは、児童と給食を作る調理士とがより親近感を持てるようにネーミングを募集し、313通の応募の中から名付けられた手作りパンです。とだっ子夏野菜シチューは、戸田市でとれたじゃがいもを使用しております。この夏野菜シチューとけやキングパンを一緒に食べると、より一層おいしさが増す献立となっております。まめまめサラダは豆を多く使用し、しっかり噛むことを意識し、噛むことで栄養が吸収され、歯やあご、そして噛む力を強くする大切さを教える食育も兼ねております。地元野菜や生産者、そして調理士を身近に感じ、感謝する気持ちが育つ給食として高い評価を得たものでございます。

両チームとも市調理士が調理するチームであり、さらに約5,500食を調理する学校給食センターが受賞することは、過去の受賞者をもみても、調理業者や単独校での受賞が多い中、名誉ある受賞だと感じております。今後もさらにおいしい給食献立を研究し、提供してまいります。

事務局

⑧第17回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」の開催について報

	<p>告します。</p> <p>この企画展は、毎年ほぼ同じ時期に開催しているもので、今回で17回目になります。</p> <p>開催趣旨は、今の子供たちに昭和初期から高度成長期頃までの主として家財道具や家庭用品を見てもらい、同時に説明文を読むことで当時の世相や風俗を知ってもらい、現代社会の変遷を学んでもらおうというものです。</p> <p>開催期間は、平成29年1月14日（土）から3月5日（日）までの44日間とし、毎年この期間中博物館授業として市内全ての小学3年生が見学学習を行っております。展示会場は、戸田市立郷土博物館3階特別展示室等で、入場無料です。</p> <p>展示構成その他企画展開催に係る事項につきましては、資料記載のとおりです。また、関連事業として、ミニ講座も企画しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に⑨その他ですが、事務局より何かございますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・新聞報道について</p> <p>平成28年12月7日の日本経済新聞、12月9日・10日の埼玉新聞に本市の取組が掲載されましたので報告します。</p> <p>先日公表されたPISAの結果公表を受け、本市のリーディングスキルの向上に向けた取組、戸田東中学校で行われた経済教育に関する取組、校長会で行われたピアレビューについて掲載されました。</p> <p>・学習状況調査日程について</p> <p>平成29年度埼玉県学力・学習状況等調査が4月13日（木）に、平成29年度全国学力・学習状況調査が4月18日（火）に実施されます。</p> <p>戸田市ではこれまで両方の調査に参加してきておりますので、来年度も参加いたします。</p>

教育長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委員	報告事項①の9ページ、小学校教員の免許状と中学校教員の免許状の両方を所持している教員が少ないとありますが、なぜでしょうか。
教育長	義務教育学校の教員は、原則小中両方の免許を有しているのが条件となっておりますが、埼玉県においては両方の取得者が少ない状況です。特に中学校の教員で、小学校の免許を持っている者が少ないようです。他県においては、大学卒業時に両方の免許を取得させる国立大学もあるようですので、何らかの機会に県教委を通じて要請したいと考えております。
教育長	報告事項④の児童生徒作品展覧会については、改善の余地がありますので、次年度に向けて検討してください。
教育長	次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事務局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、1月26日（木）午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし
教育長	来月の教育委員提案のテーマについて委員から何かございますか。
委員	先日、PISA調査の結果が公表され、日本は読解力の成績が低下したとのことですが、戸田市の読解力の状況や国立情報学研究所との取組

	について報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	今回まだ出ていなかった体力テストの結果がじきに出るそうなので、体力向上について報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	以前、文部科学省でコミュニティ・スクールについて研修を受けましたが、本市の考え方や進捗状況について報告してください。
事務局	承知いたしました。
教育長	それでは、「議案第39号及び議案第40号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。
教育長	<p>【関係者以外の退席を確認後】</p> <p>それでは、「議案第39号 戸田市教育基金条例（案）について」を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>戸田市名誉市民である戸田中央医科グループ会長の中村隆俊様から、本市在住の中学生・高校生の教育の向上・振興のため、2億円の寄附のお申し出がありました。</p> <p>つきましては、地方自治法第241条の規定に基づき、本市在住の中高生の教育の向上・振興のための事業を行うため、基金を設置いたしたく、本条例を制定するものです。</p> <p>条例案文を御覧ください。</p> <p>第1条は、基金の設置についての規定です。寄附金の趣旨に基づき、本市在住の中高生の教育の向上・振興のための資金とするために本基金を設置するものです。</p>



	<p>第2条は、基金に積み立てる額についての規定です。その額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。</p> <p>第3条は、基金の管理についての規定です。基金に属する現金につきましては、最も確実かつ有利な方法により保管することを原則とし、第2項において、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというものです。</p> <p>第4条は、運用益金についての規定です。基金の運用により生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるというものです。</p> <p>第5条は、基金の繰替運用についての規定です。財政上必要がある場合には、確実な繰戻しの方法、期間、利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるというものです。</p> <p>第6条は、基金の処分についての規定です。この基金は、設置の趣旨にあるとおり、教育の向上・振興に関する事業の財源に充てる場合に限り処分することができるというものです。</p> <p>第7条は、委任についての規定です。この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるというものです。</p> <p>なお、この条例の施行につきましては、公布の日からとするものです。</p> <p>本市在住の中高生の教育の向上・振興に関する事業とは、どのようなものになるかにつきましては、御寄附をいただく中村様の御意向に沿う事業を現在検討しているところです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>寄附をしていただく方の御意向があると思いますが、子供の貧困が教育格差を生んでいる現状があることから、ひとり親家庭や生活困窮、家計急変世帯に対する事業を行っていただけたら良いと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>どのような事業を行うかにつきましては現在検討中ですが、適宜報告</p>

	いたします。
教 育 長	それでは、ほかに質問等がないようですので打ち切ります。議案第39号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第39号は提案内容のとおり議決いたします。
	<b>【議案第40号を議決し、閉会】</b>